

<後退用地等の道路使用について>

- この制度で整備した後退部分は、建築基準法により建築物、工作物（ブロック塀など）の設置は禁止されることに加え、ポールや車止め、植木鉢など一切の私物を置かず、一般の通行に支障ない状態にさせていただく必要があります。

<建築確認申請における中間・完了検査について>

- 和泉市では、建築物の敷地が4m未満の道路に接する際、基礎工事に関する中間検査が必要です。また完了検査時に後退部分の敷地境界線は縁石等で明確にする必要がありますが、狭あい道路拡幅整備制度の協議により、中間検査（基礎工程）の免除及び完了検査時の縁石等の設置が不要になる場合があります。詳細は建築・開発指導室にご相談ください。

なお、狭あい道路の事前協議は、建築確認申請の経由後でも提出可能です。

<後退部分にあるものの撤去について>

- 申請者様にて、撤去又は後退ラインより宅地側へ移設していただく必要があります。ただし、後退部分に和泉市で管理している「公共汚水柵」がある場合は、市（下水道整備課）で移設できる場合があります。
- 後退部分に存在する設備や構造物等を、事前協議申請書の図面に記載してください。
- 後退部分に、新設の構造物や水道メーター、止水栓、汚水柵、雨水柵等の設備を配置しないでください。

<後退ラインの測量について>

- 狭あい道路拡幅整備制度では、市で測量を実施しません。
- 建築確認で決定された後退ライン（ポイント）を申請者様にて設置していただく必要があります。（後退部分と隣地との境界も含みます。）
- 設置していただいたポイントを元に後退部分の舗装工事を行いますので、整備が完了するまでポイントの鉋が動かないようご注意願います。
- 後退ライン（ポイント）が現地でわからなくなった場合、再度測量していただく必要があります。

<後退部分との境界構造物について>

- 後退後の道路と建築敷地との境界に、宅地側でブロック塀などが設置される場合には、原則道路側に縁石は設置しません。境界を何で明示するか（縁石、ブロック塀、土間コンクリート等）は、外構計画の予定に合わせ、現地立会の上決定します。

<その他 整備について>

後退部分の整備は、市（公費）で行うものです。そのため、施工が困難な場合を除き、アスファルト舗装による整備になります

- 申請者様の外構計画により、市の整備内容が変わる場合があります。
建築敷地と後退部分の境界部分の高さを調整する必要があるため、必ず外構工事の着手前に立会をお願いします。
- 後退部分の舗装工事を行うにあたり、隣地や水利権者などの利害関係者との協議が必要となった場合には、ご協力をお願いします。